平成２６年（フ）第１２８７号
札幌市白石区栄通１丁目９番13号　ビバ白石203号
債務者　佐藤　敏幸
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５２１号
札幌市白石区東札幌５条６丁目１番17―202号
債務者　佐々木千秋
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５５５号
札幌市中央区南７条西17丁目１番14号　サニーハイツ101号
債務者　鈴木　恭子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６１０号
札幌市手稲区西宮の沢４条３丁目１番24―201号
債務者　中島　健一
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７０４号
札幌市白石区本通５丁目南３番６号
債務者　竹原　安奈（旧姓石毛）
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１号
北海道稚内市萩見５丁目７番３号　伊原アパート２Ｆ
債務者　野宮　光浩
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第２７８号
埼玉県東松山市大字大谷3974番地１
債務者　坂田　正博
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５５号
新潟県燕市水道町１丁目10番10号　ぐろーばる燕101号
債務者　布施　　清
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３０４号
静岡県御殿場市永塚258番地の14　ハイツ米山201
債務者　田中　雅弘
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１９２号
静岡県富士市森島184番地の８サンメイツ福田105号
債務者　荻野　志織
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６７７号
大阪府河内長野市美加の台１丁目17番82―607号
債務者　阪本　勝徳
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６８０号
大阪府羽曳野市西浦１丁目１番13号
債務者　八木きさと
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７３１号
堺市北区百舌鳥本町３丁538番地１―1114号、前住所堺市北区中長尾町１丁７番23―603号
債務者　岡本　博之
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７０号
大阪府富田林市清水町３番２―1005号
債務者　大西　　泰
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７７９号
堺市北区新金岡町４丁５番７―110号
債務者　大谷　孝子
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９２号
堺市北区蔵前町２丁15番39号　タマダ病院、住民票上の住所堺市堺区中安井町２丁２番13号
債務者　榎本ミヱ子
法定代理人成年後見人　松井　勇二
1　決定年月日時　平成26年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
徳島県三好市池田町マチ2220番地１
債務者　城本　　将
1　決定年月日時　平成26年10月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月18日まで　徳島地方裁判所美馬支部